

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(3) 引当金の計上基準

香川県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の契約算定基準により算出している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は以下のとおりである。

香川県民間社会福祉施設等従事職員共済制度

独立行政法人福祉医療機構・・・社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号1様式、第2号1様式、第3号1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号2様式、第2号の様式、第3号2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号3様式、第2号3様式、第3号3様式)

(4) 公共事業における拠点区分別内訳表(第1号3様式、第2号3様式、第3号4様式)

当法人では公共事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号3様式、第2号3様式、第3号3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 三谷町①(社会福祉事業)

法人本部

生活介護

就労継続支援B型

障害者相談支援事業所

イ 三谷町②(社会福祉事業)

短期入所事業

グループホーム

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	44,000,000	0	0	44,000,000
建物	128,039,525	0	4,534,316	123,505,209
合 計	172,039,525	0	4,534,316	167,505,209

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し

基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しは以下のとおりである。

サービス活動費用の控除項目として計上する取崩しにより、国庫補助金等特別積立金を3,848,832円取崩している。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

百十四銀行川島支店の借り入れに対する担保

土地： 三谷町2934-5

三谷町2934-13

三谷町2934-14

三谷町2935-1

三谷町2935-12

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

百十四銀行川島支店

金額 令和3年3月31日現在 22,701,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	44,000,000	0	44,000,000
建物（基本財産）	232,704,970	109,199,761	123,505,209
土地	47,829,800	0	47,829,800
建物	41,227,890	12,469,333	28,758,557
構築物	8,444,761	8,092,737	352,024
車両運搬具	17,583,008	13,417,543	4,165,465
器具備品	18,676,139	17,951,433	724,706
合 計	410,466,568	161,130,807	249,335,761

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
香川県国保連合会	13,909,677	0	13,909,677
利用者負担金（給食費等）	776,900		776,900
合 計	14,686,577	0	14,686,577

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし